

**最高管理責任者 学長**  
 大学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う。

- 不正防止対策の基本方針を策定・周知
- 不正防止対策の基本方針を策定にあたっては、常任理事会で審議を主導、実施状況や効果等の議論を深める
- 啓発活動を定期的に実施 (全構成員、4半期に1回)

**常任理事会**

- 基本方針の策定 (学長)
- 機関全体の不正防止計画を報告・共有
- 不正防止に関する内部統制の整備運用状況に意見する (監事)
- モニタリングや内部監査で明らかになった不正要因が機関全体の不正防止計画に反映されているか、実施されているか確認し意見する (監事)

必要な措置  
の実施

報告

議論

**統括管理責任者 副学長 (研究担当)**  
 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者
- 基本方針に基づき、機関全体の不正防止計画を防止計画推進部署 (研究支援センター) と策定
- 部局における不正防止計画の実施状況を定期的 (毎年度1回) に部局に確認し、最高管理責任者に報告
- コンプライアンス教育や啓発活動の具体的な計画を策定 (対象、時間・回数、実施時期、内容等を明示)

必要な措置  
の実施

報告

連携 (実働部署)

**防止計画推進部署 (研究支援センター)**  
 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証し、不正防止計画を推進する組織を設置

- 基本方針に基づき、統括管理責任者と機関全体の不正防止計画 (コンプライアンス教育、啓発活動等の内容を含む) の計画を策定し、定期的 (毎年度1回) に不正防止計画推進委員会を通じて実施状況を確認
- 監事や内部監査室と連携し、機関全体の不正防止計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換
- 機関全体の不正防止計画の策定にあたっては、常任理事会での監事の意見や、内部監査結果等で明るみに出た不正の発生要因などを反映

**部局責任者 各部局等 (学部、研究科、全学教育推進機構及び事務部局) の長**  
 各部局等における競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を実施する責任と権限を持つ。

- 機関全体の不正防止計画の内容に基づいて、部局における不正防止計画を策定・実施し、当該実施の状況は定期的 (毎年度1回) に統括管理責任者へ報告
- 対象者にコンプライアンス教育を実施 (誓約書の収集)、理解度の把握
- 対象者が適切に競争的研究費の運営・管理を行っているかをモニタリング
- 部局内の全構成員に啓発活動 (4半期に1回) を実施

監査、連携

**内部監査室**  
 本学の競争的資金等の運営・管理の監査及び部局におけるコンプライアンス教育の取り組み状況の監査並びにモニタリング体制の検証

- 競争的研究費の運営・管理及び部局におけるコンプライアンス教育の取り組み状況に係る監査
- 競争的研究費の運営・管理体制及びそのモニタリング体制の検証
- 専門的知識を有する者 (公認会計士等) の活用による内部監査の質の向上

**監事**

- 不正防止に関する内部統制の整備運用状況に意見
- モニタリングや内部監査で明らかになった不正要因が機関全体の不正防止計画に反映されているか、実施されているか確認し意見

報告、意見

連携

報告

報告

理事長